

## 第 8 回桑名市景観計画策定委員会議事要旨

|       |   |
|-------|---|
| 日時・場所 | 平成 21 年 1 月 22 日（木）午前 9 時 30 分から午後 12 時 30 分<br>桑名市役所 5 階中会議室   |
| 出席者   | 委員：15 人（欠席 1 人）<br>アドバイザー：1 人（欠席 1 人）<br>代表幹事：2 人（市）（欠席 1 人）<br>事務局：5 人（コンサルタント：2 人）  |
| 議事次第  | <p>(1) 第 7 回策定委員会对応方針の確認</p> <p>(2) 一般地区における行為の制限に関する事項<br/>：届出を要する行為について<br/>：眺望保全区域について</p> <p>(3) 一般地区における行為の制限に関する事項<br/>：景観形成基準の考え方について</p>  |
|       | <p>(1) 第 7 回策定委員会对応方針の確認<br/>・事務局が、第 7 回策定委員会对応方針に基づき説明し了解を得た。</p> <p>(2) 一般地区における行為の制限に関する事項：届出を要する行為について<br/>・事務局が、行為の制限に関する事項における届出を要する行為のうち、工作物について、種類別に届出規模を提案し了解を得た。<br/>・また、届出の適用除外となる行為について提案し、他法令で景観形成のための措置が講じられているものについて、砂利採取は除外すべきでないとの提案がなされ、今後の検討課題とした。</p> <p>：眺望保全区域について<br/>・事務局が、眺望保全区域について提案し、吉之丸コミュニティーパーク周辺から多度山への眺望の他にも、藤原岳への眺望、住吉神社からの日の出への眺望、多度山上公園からの眺望、鉄道から桑名市内へのアプローチ景観などについても重要との提案がなされ、今回の事務局提案の趣旨を再整理することとした。</p> <p>(3) 一般地区における行為の制限に関する事項：景観形成基準について<br/>・事務局が、行為の制限に関する事項における景観形成基準の詳細について説明し、素材について、反射性素材の使用制限については、具体的な反射率の規定の必要性、省エネルギー基準との整合の必要性について提案がなされ、色彩基準の具体的な制限内容について質問がなされ、今後の検討課題とした。<br/>・規模・配置について、まち並みの連続性を確保するために、壁面を前面に出す工夫する表現については、前面部を公開空地等公共性の高い使用をする場合の除外規定なども検討すべきとの提案がなされ、今後の検討課題と</p> |

した。

- ・現代の住宅地における勾配屋根の規定の必要性について、再検討すべきとの提案がなされ、今後の検討課題とした。
- ・色彩について、再度や明度での制限に加えて、補色の関係にも留意すべきとの提案がなされ、今後の検討課題とした。
- ・行為の制限について、今後の運用にむけた指導窓口に加えて、第三者的な諮問機関の設置の有無について質問がなされ、景観審議会的機関を設置する旨を回答し、了解を得た。

(以上)